

【令和7年度内子町みんなの暮らし応援券】

取扱店舗 募集要項

内子町

2026年1月

◆事業の趣旨

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民の家計を支援するとともに、地域経済の一層の振興を図ることを目的とし、内子町みんなの暮らし応援券（以下「商品券」という。）を発行する際に、町内において商品券を利用できる取扱店舗を募集する。

1. 商品券の概要

(1) 名 称	内子町みんなの暮らし応援券
(2) 発 行 者	内子町
(3) 発 行 予 定 額	約 2 億 1, 7 5 0 万円
(4) 発 行 単 位	給付対象者（※1）につき 15,000 円相当
(5) 発 行 内 容	1セット 15,000 円、額面 500 円×30 枚綴り 〔内訳 地域応援券 額面 500 円×20 枚〕 〔 共通券 額面 500 円×10 枚 〕
(6) 有 効 期 間	令和 8 年 6 月 1 日(月)~令和 8 年 9 月 30 日(水)
(7) 利 用 店 舗 等	町内に店舗・事業所がある法人 町内に店舗・事業所がある個人事業主

※1) 基準日において、町の住民基本台帳に記録されている者

2. 商品券の種類

(1)地域応援券

大型店舗など町が指定する事業所を除く取扱店舗で利用することができます。

※町が指定する事業所とは

- ・フジ内子店（所在地：内子町内子 1 4 5 5 番地）
- ・くすりのレデイ内子店（所在地：内子町内子 1 4 8 6 番地）
- ・ディスカウントドラッグコスモス内子店
（所在地：内子町内子 7 4 6 番地）
- ・DCMダイキ内子店（所在地：内子町内子 1 5 1 4 番地）
- ・ドラッグストアmac内子店（所在地：内子町内子 1 6 3 0 番地）

※上記事業者が有する店舗内において営業するテナント店を含む。

(2)共通券

登録したすべての取扱店舗で利用することができます。

3. 商品券取り扱い厳守事項

- 内子町に登録された取扱店舗で利用可能です。
- 商品券は物品の販売又はサービス（役務）の提供などの取引において利用可能です。
- 商品券と現金の交換は禁止しています。
- 商品券額面未満の利用の場合であってもおつりはお渡ししないでください。
- 不足分は現金等で受け取ってください。
- 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 有効期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。

4. 商品券の利用対象にならないもの

- 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙及びプリペイドカードなどの換金性の高いものの購入
- たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- 税金、振込手数料、公共料金等への支払い
- 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に係る支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- 商品券の交換又は売買
- その他町長が不相当と認めるもの

5. 参加資格

内子町内に事業所、店舗等を有する事業者とし、町内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができるもの。

ただし、次の事業者を除きます。

- ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っているもの
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ③ 上記 4. 「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- ④ 内子町の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けているもの

- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 令第 16 号）第 167 第 2 項第 2 号に該当する者及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは第 198 条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 247 条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑥ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑦ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑧ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑨ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ① 利用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター）を消費者が分かりやすい場所に掲示してください。
- ② 消費者が利用される商品券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。

なお、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨を内子町（企画情報課又は町並・地域振興課）にも報告してください。

確認用として配布する商品券見本は、商品券を取り扱う全ての方に周知してください。

- ③ 商品券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面に店舗名等を押印または記入することとし、既に押印等があるものは、受け取りを拒否してください。
- ④ 登録された店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤ 商品券の交換及び売買は行わないでください。

有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。

7. 取扱店舗の申し込みについて

(1) 申込方法

内子分庁町並・地域振興課商工観光班、本庁企画情報課、小田支所で取扱店舗登録申込書の受付を行います。

この「募集要項」に同意のうえ、内子町に備え付けの「内子町みんなの暮らし応援券取扱店舗登録申込書」に必要事項を記入のうえ申し込みをしてください。

申込時には、次のものが必要となります。

・通帳のコピーなど、金融機関の口座番号、口座名義の分かる書類（入金指定口座となります。）

※令和7年度内子町暮らし応援商品券給付事業において登録実績があり、内容に変更がない場合に限り、Google フォームによる申請が可能です。

※令和7年度内子町暮らし応援商品券給付事業と振込口座が同じ場合、通帳の写しは添付不要です。

※大型店やチェーン店は支店など店舗ごとに申し込みをしてください。

※大型店にテナントとして入居している場合、テナントごとに申し込みをしてください。

(2) 取扱店舗申込期限

令和8年4月10日（金）

この期限までに申し込みをいただいた事業者には、「取扱店舗一覧」として商品券に同封します。

なお、この期限を過ぎても商品券有効期間中は登録申込書を受け付けます。

(3) 取扱店舗登録料

取扱店舗登録料は不要です。

(4) 取扱店舗の選定

「取扱店舗登録申込書」を審査し、取扱店舗として登録します。

後日、「内子町みんなの暮らし応援券取扱店舗登録証」、「ポスター」、「商品券見本」、「令和7年度内子町みんなの暮らし応援券換金請求書」、「取扱店舗用運営マニュアル」等をお渡しします。

8. 取扱店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の登録取消、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

9. 換金について

以下を換金の基本方針とします。

内子町（本庁企画情報課、分庁町並・地域振興課商工観光班、小田支所）に次の書類を添えてお申込みください。

- ・内子町みんなの暮らし応援券（裏面に店舗名等を記載した商品券）
- ・令和7年度内子町みんなの暮らし応援券換金請求書

換金は、各持ち込み期限内に原則1回としてください。

指定窓口への持ち込み期限	入金予定日
毎月1日～毎月10日	当月25日頃
毎月11日～毎月20日	翌月5日頃
毎月21日～毎月末	翌月15日頃

- ・換金請求期間は、令和8年6月1日（月）～令和8年11月13日（金）
※上記期間を過ぎたの換金には一切応じられませんので、ご注意ください。
- ・換金方法等の詳細については、取扱店舗登録時にお渡しする「取扱店舗用運営マニュアル」をご覧ください。

10. その他留意事項について

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・「商品券の使えるお店」として、店舗の名称をパンフレットやホームページで利用者に周知します。

【問合せ先】内子町

所属	郵便番号	所在地	TEL
町並・地域振興課 商工観光班	791-3392	内子町内子 1515	0893(44)2118
企画情報課	795-0392	内子町平岡甲 168	0893(44)6151